

# 「屋外広告業者に対する行政処分等に係る取扱要綱（案）」

## に対する意見と県の考え方

千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年1月5日（木）～2月3日（金）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 1人（1件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

| 御意見の概要   | 県の考え方   |
|--|---|
| <b>(1)屋外広告業者以外への処罰について</b>   |   |
| <p>違反看板が設置されるケースは発注者の要望に依る所がその大部分をしめるため、発注者への処罰を併記・明記していただきたい。</p> <p>同時に、違反看板の設置を拒否すれば発注者は別の未登録の個人事業主に発注先を変更するため、未登録業者が施工することへの罰則と未登録の業者へ施工を依頼することに対する罰則を設けていただきたい。</p> | <p>今回定める要綱は、千葉県屋外広告物条例第17条の15に規定されている屋外広告業登録業者への「登録の取消し」や「営業停止」の具体的な処分基準について定めるものです。</p> <p>なお、ご意見にある違反看板の施工を依頼した広告主や未登録業者に対しては、同条例第14条の措置命令や第21条にある罰則が規定されています。</p> <p>引き続き、指導等により条例の適切な運用に努めてまいります。</p> |